

兵庫県と民間事業者等との連携と協力に関する協定実施要綱  
(兵庫県・公民連携型アンテナショップ認証)

(趣旨)

第1条 この要綱は、首都圏における兵庫の魅力発信力を強化するため、兵庫県が首都圏で兵庫ゆかりの商品やサービスを取り扱っている事業者等と締結する連携と協力に関する協定（以下、「協定」という。）等について必要なことを定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「認証店」とは、協定の目的に賛同し、兵庫県・公民連携型アンテナショップとして、兵庫県知事（以下、「知事」という。）が認証した店舗をいう。

(協定締結の要件)

第3条 協定の締結対象とする事業者等は、首都圏で店舗を営し、当該店舗で兵庫ゆかりの商品やサービスを取り扱う者とし、次のとおり要件を定める。

- (1) 兵庫県特産品等を取り扱うこと
- (2) 飲食料品を提供する場合、以下のいずれかを提供すること
- ①兵庫県産品を用いた料理、商品
  - ②兵庫県発祥の料理、商品
- (3) 店舗等で兵庫県のポスターの掲出やチラシの配架、デジタルサイネージでの表示など県の施策等のPR活動を実施すること
- (4) 兵庫県産品を使用している場合には、店舗ホームページ等で情報発信すること
- (5) 兵庫県が首都圏で実施するイベントに参画し、兵庫県特産品等の販売とPR活動に取り組むこと

(認証店の認証申請)

第4条 協定を締結しようとする事業者等は、知事に、兵庫県・公民連携型アンテナショップ認証申請書（様式1）を提出するものとする。

(協定締結及び認証店の認証)

第5条 知事は、申請書の提出があり、第3条に掲げる要件を満たしていると認められる場合には、連携協定を締結するとともに、申請店舗を認証店として認証し、認証書を交付する。

2 協定の締結期間は、協定を締結した当該年度の末日とする。ただし、協定の有効期間が

満了する1ヶ月前までに、双方のいずれからも特段の申し出がなされないときは、期間満了日の翌日から1年間、協定は同一条件にて更新され、その後も同様とする。

3 認証書を交付された事業者等は、当該認証書を店舗等に掲出しなければならない。

(申請内容の変更及び中止の届け出)

第6条 協定を締結した事業者等は、申請内容を変更する場合や兵庫ゆかりの商品・サービスの提供を中止する場合には、知事に申し出なければならない。

(協定の解除及び認証の取消し)

第7条 知事は、協定を締結した事業者等が、第3条に掲げる要件を満たしていないと認められる場合、法令に違反した場合、その他協定事業者等として適当でなくなったと認められる場合に、協定の解除及び認証店としての認証の取消しができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。